

○議長(重宗雄三君) 日程第一、國家公務員等の任命に関する件。

内閣から、土地鑑定委員会委員に、有泉亨君、樺山俊夫君、橋田光男君、黒澤清君、鳴田久吉君、三澤勝君、吉野公治君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、これに同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案。

日程第三、職業訓練法案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

長吉田忠三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

第一項症の年金額に三〇五、一〇〇円以内の額を加えた額

第一項症

第二項症

第三項症

第四項症

した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年四月二十五日

參議院議長 重宗 雄三殿 石井光次郎

衆議院議長 石井光次郎

一一九、〇〇〇円

八三、〇〇〇円

一一八、〇〇〇円

一一六、〇〇〇円

一一七、〇〇〇円

一一八、〇〇〇円

一一九、〇〇〇円

第二項症	二四七、一〇〇円
第三項症	一九八、一〇〇円
第四項症	一四九、八〇〇円
第五項症	一一六、二〇〇円
第六項症	八八、二〇〇円
第一款症	八二、六〇〇円
第二款症	七六、三〇〇円
第三款症	五八、一〇〇円
第二項から第五項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。この場合において、第二項中「一万二千円」とあるのは「八千四百円」と、「七千二百円」とあるのは「五千四十円」と、「四千八百円」とあるのは「三千三百六十円」と、第五項中「三万六千円」とあるのは「二万五千二百円」と読み替えるものとする。	
軍人軍属であつた者に支給する障害一時金の額は、次の表のとおりとする。	
不具廃疾の程度	金
第一款症	四六三、〇〇〇円
第二款症	三八四、〇〇〇円
第三款症	三三九、〇〇〇円
準軍属であつた者に支給する障害一時金の額は、次の表のとおりとする。	
不具廃疾の程度	金
第一款症	三三一、一〇〇円
第二款症	二六八、八〇〇円
第三款症	二三〇、三〇〇円
第二十三条第二項に次の一号を加える。	
四 昭和十六年十二月八日以後に勤務（政令で定める勤務を除く。）に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した第二条第三項第一号に掲げる者又は同号に掲げる者であつたものの遺族（第一号に掲げる遺族を除く。）	
第二十六条第一項中「五千円」を「七千円」に改め、同項第一号中「十一万一千円（六十五歳以上）」を「十三万五千五百円とする。」を「三万五千円」に改め、同条第二項中「三千五百円」を「四千九百円」に改め、同項第一号中「七万七千円」に改め、同項第一号中「一万九千円、七十歳未満の者並びに六十五歳未満の配偶者及び子については十一万九千円、七十歳以上の者については十二万五千五百円とする。」を「三万五千円」に改め、同項第一号中「二万五千五百円」とする。」を「二万五千五百円」とする。	

四 第二十三条第二項に次の一号を加える。
昭和十六年十一月八日以後に勤務（政令
で定める勤務を除く。）に因連して負傷し、
又は疾病にかかり、これにより死亡した第
二条第三項第一号に掲げる者又は同号に掲
げる者であつたものの遺族（第一号に掲げ
る遺族を除く。）

第二十六条第一項中「五千円」を「七千円」に改め、同項第一号中「十一万一千円（六十五歳以上七十歳未満の者及び六十五歳未満の配偶者及び子については「一万九千円、七十歳以上の者については十二万五千五百円とする。」）を「十三万五千円」に改め、同條第二項中「三千五百円」を「四千九百円」に改め、同項第一号中「七万七

第八条第一項本文中「九千二百五十円」を「一万一千二百五十円」に改め、同項ただし書を次のように改める。

月一日に当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつた場合又は離縁によつて当該死亡した者との親族關係が終了した場合を含む。)であつて、同日において前項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一

不具障疾の程度	金	額
第一 款 症		四六三、〇〇〇円
第二 款 症		三八四、〇〇〇円
第三 款 症		三一九、〇〇〇円

号及び第三号中「又は第三号」を「から第四号までに」、「二千百円」を「二千九百四十円」に改める。
第三十四条第二項たゞし書及び同条第三項たゞし書を削り、同条に次の一項を加える。
5 前項の規定の適用については、第二条第三項第一号に掲げる者の勤務（政令で定める勤務を除く。）に関する負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなす。
第三十九条の二第一項第一号中「二年」を「四年」に、「六年」を「八年」に改める。

十二 旧防空法(昭和十二年法律第四十七号)
第六条ノ二第一項(旧関東州防空令(昭和十二年勅令第七百二十八号)及び旧南洋群島防空令(昭和十九年勅令第六十六号)においてよる場合を含む。)の指定を受けた者(第四号に掲げる者を除く。)業務による負傷又は疾病

百円)に改める。

第十九条第一項中「三千六百円」を「一万円」に改める。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の

六十五歳未満の配偶者及び子については八万三千三百円、七十歳以上の者については八万七千八百五十円とする。」を「九万四千五百円」に改める。

第二十七条第一項中「第一項第二号及び第三号」を「第二項第一号から第四号まで」に改める。

第三十二条第三項第一号中「五千円」を「七千円」に改め、同項第二号及び第三号中「三千円」を「四千二百円」に改め、同条第四項第一号中「三千五百円」を「四千九百円」に改め、同項第二

一千八百五十円にこれらの留守家族のうち一人を除いた者一人につき四百円を加えた額とする。

第八条第二項を削る。

第十二条第一項中「第一項ただし書」を「ただし書」に改める。

第十六条第一項中「八千四百円」を「一万円」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第三条 戰傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の一部を次のよう改正する。

第一条第二項に次の二号を加える。

一千八百五十円にこれらの留守家族のうち二人を除いた者一人につき四百円を加えた額とする。

項に規定する父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、同日において前項第一号又は第二号に該当しなかつたもの（同日から昭和四十四年九月三十日までの間に死亡した者を除く。）のうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二条第一項中「第一款症」の下に「から第三款症まで」を加える。

第四条第一項中「十萬円」の下に「（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症又は第三款症に該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、五万円）」を加える。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第六条 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「権利を有する者」の下に「（以下「遺族年金受給権者たる父母等」という。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第二条の二 遺族年金受給権者たる父母等について、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外の子又は孫のうちにその遺族年金受給権者たる父母等と氏を同じくする子又は孫がいなかつたもの（昭和四十二年四月一日から昭和四十四年九月三十日までの間に死亡した者を除く。）は、当該死亡した者に係る戦没者の父母等がない場合に限り、戦没者の父母等とみなす。ただし、当該死亡した者の死亡の後同日までの間にその遺族年金受給権者たる父母等と氏を同じくする前条第一項ただし書に規定する子又は孫を有するに至つた者を除く。

第三条 第一項及び第二項	第七十条第一項及び第二項
第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項	第七十三条第一項及び第二項
第三十七条第三項及び第四項	第七十条第三項及び第四項
第三十八条第二項	第七十三条第二項
第三十九条の六第二項	第七十条の六第二項
第三十九条第三項	第七十三条第三項
第三十九条の六	第七十条第三項
第三十九条の四第二項	第七十条第二項
第三十九条	第七十条第一項

第七条第一項及び第二項 第三十六条第一項第二号、第 四号及び第六号並びに第二 項	昭和二十七年四月一日	昭和四十四年十月一日
第七条第一項及び第二項 第三十九条の六第二項	同日	昭和四十四年十月一日
第七条第三項及び第四項 第三十六条第二項	昭和三十四年一月一日	昭和四十四年十月一日
第七条第三項 第三十八条第二項	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十四年九月三十日
第十一条第三号 第二十九条第一項第三号及び 第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十四年九月三十日
第十三条第一項 第三十三条第二項 第三十条第三項	昭和二十七年四月 同年一月	昭和四十四年十月 昭和四十四年十月一日
第二十五条第三項 第三十六条第三項	昭和三十四年一月 同年四月一日	昭和四十四年十月 昭和四十四年十月一日
第三十六条第一項第二号 第三十八条第二項	昭和二十七年四月一日	昭和四十四年十月一日
第三十九条の四第二項 第三十九条の六	昭和三十九年十月 昭和三十九年十月一日	昭和四十四年十月一日

て、当該月分に対応するそれぞれの月の末日に

おける遺族年金を受けるべき遺族の年齢が六十歳未満であるときは、この法律による改正後

の遺族援護法第二十六条第一項第一号中「十三万五千円」とあるのは、「十二万七千円」と読み替えるものとする。

2 昭和四十四年十月分から同年十二月分までの遺族給与金（死亡した者の配偶者及び子に支給すべきものを除く）の額を算出する場合において、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が六十五歳未満であるときは、この法律によ

る改正後の遺族援護法第二十六条第二項第一号中「九万四千五百円」とあるのは、「八万八千九百円」と読み替えるものとする。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 昭和四十四年十月分から同年十二月分までの留守家族手当（未帰還者の配偶者及び子に支給すべきものを除く）の額を算出する場合において、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が六十五歳未満であるときは、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「一万一千二百五十円」とあるのは、「一万五百九十九円」と、「一万一千八百五十五円」とあるのは、「一万一千九百九十九円」と読み替えるものとする。

第六条 昭和四十四年三月三十日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 昭和四十四年三月三十日までに支給事由が生じた葬祭費の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定に

項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定に基づき昭和四十四年四月以降の分として支払われた差

益手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定による療養手当の内払とみなす。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第二条の二の規定の改正により特別弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかるわらず、昭和四十四年十月一日とする。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一
部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第十二条の規定の改正により特別給付金を受けれる権利を有することとなるべき者に関する限り、戦傷

病者等の妻に対する特別給付金支給法を適用する場合においては、同法第三条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十四年十月一日」とする。

前項に規定する者に支給する戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第三項の規定にかかるわらず、昭和四十四年十月一日とする。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 この法律による戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の改正により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかるわらず、昭和四十四年十月一日とする。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

第七条 第二節 職業訓練法人連合会及び職業訓練法（第六十二条第一項）

第二節 職業訓練法人連合会及び職業訓練法（第六十二条第一項）

第三節 職業訓練審議会（第九十五条第一項）

第四節 技能検定（第六十二条第一項）

第五節 中央技能検定協会（第六十七条第一項）

第六節 都道府県技能検定協会（第八十七条第一項）

第七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第二十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第二十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第二十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第二十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第二十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第二十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第二十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第二十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第二十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第二十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第三十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第三十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第三十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第三十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第三十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第三十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第三十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第三十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第三十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第三十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第四十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第四十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第四十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第四十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第四十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第四十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第四十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第四十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第四十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第四十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第五十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第五十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第五十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第五十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第五十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第五十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第五十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第五十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第五十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第五十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第六十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第六十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第六十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第六十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第六十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第六十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第六十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第六十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第六十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第六十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第七十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第七十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第七十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第七十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第七十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第七十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第七十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第七十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第七十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第七十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第八十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第八十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第八十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第八十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第八十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第八十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第八十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第八十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第八十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第八十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第九十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第九十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第九十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第九十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第九十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第九十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第九十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第九十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第九十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第九十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百二十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百二十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百二十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百二十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百二十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百二十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百二十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百二十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百二十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百二十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百三十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百三十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百三十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百三十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百三十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百三十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百三十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百三十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百三十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百三十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百四十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百四十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百四十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百四十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百四十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百四十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百四十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百四十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百四十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百四十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百五十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百五十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百五十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百五十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百五十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百五十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百五十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百五十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百五十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百五十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百六十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百六十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百六十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百六十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百六十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百六十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百六十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百六十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百六十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百六十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百七十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百七十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百七十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百七十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百七十四節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百七十五節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百七十六節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百七十七節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百七十八節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百七十九節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百八十節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百八十一節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百八十二節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百八十三節 職業訓練法案（第八十六条第一項）

第一百

- 3 職業訓練は、学校教育法（昭和二十二年法律第二百六号）による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連のもとに行なわなければならない。

4 青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮して行なわなければならぬ。

5 身体に障害がある者等に対する職業訓練は、特にこれらの者の身体的事情等に配慮して行なわれなければならない。

6 職業訓練及び技能検定は、相互に密接な関連のもとに行なわなければならない。

（関係者の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行なうように努めなければならない。

2 国、都道府県及び雇用促進事業団は、事業主その他の関係者に対して必要な援助を行なう等職業訓練の振興を図るように努めなければならない。

（第二章 職業訓練計画）

（職業訓練基本計画）

第五条 労働大臣は、職業訓練及び技能検定に関する基本となるべき計画（以下「職業訓練基本計画」という。）を策定するものとする。

2 職業訓練基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 技能労働力の需給の動向に関する事項

二 職業訓練及び技能検定の実施目標に関する事項

三 職業訓練基本計画は、経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、かかる

つ、技能労働力の産業別、職種別、企業規模別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率

第三章 職業訓練

第二節 職業訓練の体系

第十一条 法定職業訓練を受けることができる者の
第十二条 第十四条に規定する公共職業訓練施設の
第十三条 職業訓練の種類

（二）なら職業訓練及び第二十四条第一項の認定による職業訓練（以下「法定職業訓練」という。）

資格及び法定職業訓練に係る教科 訓練期間
設備その他の事項に関する基準については、訓

、養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練及び訓練並びに指導員訓練とする。

養成訓練は、労働者に対し、職業に必要な基盤的な技能（これに關する知識を含む。）以下同様、労動大臣の認定を受けた教科書又は労動大臣

(。)を習得させることによつて、技能労働者と
臣の作成する教科書を使用するよう努めなけ
どぞ。

この削減を達成するために行なう訓練とす
ればからなし
(技能照査)

向上訓練は、養成訓練を受けた労働者その他の業に必要な相当程度の技能を有する労働者に 第十二条 第十四条に規定する公共職業訓練施設の長及び第二十四条第一項の認定に係る職業訓

練を行なうものは、高等訓練課程の養成訓練を受ける者に対し、技能の照査（以下「技能照査」といふ）を行なう。技能照査は、より高度の技能を得させることによつて、技能労働者としての能力を向上させるため

行なう訓練とする。
自力自尊心をもつて、身勤め者に才へ、並守つ我
といふ。)を行なわなければならぬ。
支那の兵士は、各々へと皆も、支那兵士浦へと亦する

技能労働者としての新規性をもつて、技能検査の実施に関する事項は、労働省令で定める。

再訓練は、前三項の職業訓練を受けた労働者
その他これら二者と同程度の技能を有する労働者
第十三条 次条に規定する公共職業訓練施設の長
(修了証書)

又は第十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうもの、去就職訓練を修了した者に対する

とによつて、技能労働者としての能力を確保して、労働省令で定めるところにより、修了証書^を交付する。^{こゝに}

指導員訓練は、法定職業訓練において訓練を担当する者（以下「職業訓練指導員」という。）

（公共職業訓練施設）

必要な技能を付与することによって、職業訓練指導員を養成し、又はその能力の向上に資するためこ設置する施設（以下「公共職業訓練施設」という。）が職業訓練を行なふ業団（以下「団等」という。）

ために行なう訓練とする。
（専修職業訓練校、高等職業訓練校）

（請參看前文）
九条 養成訓練は、専修訓練課程及び高等訓練
略案同様大学校及び専修院等の養成訓練校とする。
る。

昭和四十四年七月四日 参議院会議録第三十一号 戰傷病者戰没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一件

(専修職業訓練校)

第十五条 専修職業訓練校は、次の業務を行なう。

一 専修訓練課程の養成訓練を行なうこと。

二 向上訓練を行なうこと。

三 能力再開発訓練を行なうこと。

四 再訓練を行なうこと。

五 公共職業訓練施設以外のものの行なう職業訓練について援助を行なうこと。

六 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に関する必要な業務を行なうこと。

七 専修職業訓練校は、都道府県が設置する。

八 専修職業訓練校の位置、名称その他専修職業訓練校の運営について必要な事項は、条例で定められる。

九 専修職業訓練校は、次の業務を行なう。

一 専修職業訓練校の養成訓練を行なうこと。

二 向上訓練を行なうこと。

三 能力再開発訓練を行なうこと。

四 再訓練を行なうこと。

五 公共職業訓練施設以外のものの行なう職業訓練について援助を行なうこと。

六 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に関する必要な業務を行なうこと。

七 専修職業訓練校は、都道府県が設置する。

八 専修職業訓練校の位置、名称その他専修職業訓練校の運営について必要な事項は、条例で定められる。

九 専修職業訓練校は、次の業務を行なう。

一 専修職業訓練校の養成訓練を行なうこと。

二 向上訓練を行なうこと。

三 能力再開発訓練を行なうこと。

四 再訓練を行なうこと。

五 公共職業訓練施設以外のものの行なう職業訓練について援助を行なうこと。

六 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に関する必要な業務を行なうこと。

七 専修職業訓練校は、都道府県が設置する。

八 専修職業訓練校の位置、名称その他専修職業訓練校の運営について必要な事項は、条例で定められる。

九 専修職業訓練校は、次の業務を行なう。

一 専修職業訓練校の養成訓練を行なうこと。

二 向上訓練を行なうこと。

三 能力再開発訓練を行なうこと。

四 再訓練を行なうこと。

五 再訓練を行なうこと。

六 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に関する必要な業務を行なうこと。

七 専修職業訓練校は、雇用促進事業団が設置する。

八 専修職業訓練校の位置、名称その他専修職業訓練校の運営について必要な事項は、条例で定められる。

九 専修職業訓練校は、次の業務を行なう。

一 専修職業訓練校の養成訓練を行なうこと。

二 向上訓練を行なうこと。

三 能力再開発訓練を行なうこと。

四 再訓練を行なうこと。

五 公共職業訓練施設以外のものの行なう職業訓練について援助を行なうこと。

六 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に関する必要な業務を行なうこと。

七 専修職業訓練校は、都道府県が設置する。

八 専修職業訓練校の位置、名称その他専修職業訓練校の運営について必要な事項は、条例で定められる。

九 専修職業訓練校は、次の業務を行なう。

一 専修職業訓練校の養成訓練を行なうこと。

二 向上訓練を行なうこと。

三 能力再開発訓練を行なうこと。

四 再訓練を行なうこと。

五 公共職業訓練施設以外のものの行なう職業訓練について援助を行なうこと。

六 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に関する必要な業務を行なうこと。

七 専修職業訓練校は、都道府県が設置する。

八 専修職業訓練校の位置、名称その他専修職業訓練校の運営について必要な事項は、条例で定められる。

九 専修職業訓練校は、次の業務を行なう。

一 専修職業訓練校の養成訓練を行なうこと。

二 向上訓練を行なうこと。

三 能力再開発訓練を行なうこと。

四 再訓練を行なうこと。

五 公共職業訓練施設以外のものの行なう職業訓練について援助を行なうこと。

六 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に関する必要な業務を行なうこと。

七 専修職業訓練校は、都道府県が設置する。

八 専修職業訓練校の位置、名称その他専修職業訓練校の運営について必要な事項は、条例で定められる。

九 専修職業訓練校は、次の業務を行なう。

一 専修職業訓練校の養成訓練を行なうこと。

二 向上訓練を行なうこと。

三 能力再開発訓練を行なうこと。

四 再訓練を行なうこと。

五 再訓練を行なうこと。

一 一項の認定に係る職業訓練を行なうもの又は当該法定職業訓練を的確に実施することができる。

二 能力を有すると労働大臣が認めるものに、委託することができる。

三 国は、身体に障害がある者等で、専修職業訓練校、高等職業訓練校又は職業訓練大学校において法定職業訓練を受けることが困難であるものに対し、その能力に適応した法定職業訓練を行なうため、身体障害者職業訓練校を設置することができる。

四 (名称使用の制限)

五 第二十二条 公共職業訓練施設でないものは、その名称中に専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練校といふ文字を用いてはならない。

六 (職業訓練を受ける求職者に対する措置)

七 第二十三条 専修職業訓練校における養成訓練及び能力再開発訓練並びに身体障害者職業訓練校における法定職業訓練で、求職者に対して行なうものは、無料とするものとする。

八 国及び都道府県は、前項に規定する職業訓練を受ける求職者に対して、雇用対策法の規定に基づき、手当を支給することができる。

九 第二節 職業訓練の認定等

一 (職業訓練の認定)

二 第二十四条 都道府県知事は、事業主、事業主の団体若しくはその連合団体若しくは第四章の規定により設立された職業訓練法人、職業訓練法人連合会若しくは職業訓練法人中央会又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の當利を目的としない法人で、職業訓練を行なう、若しくは行なおうとするもの(以下「事業主等」という。)の申請に基づき、当該事業主等の行なう職業訓練について、第十条の規定による労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

三 第二十五条 認定職業訓練を行なう事業主等は、定めたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行なわなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなかつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

四 (認定職業訓練に対する援助)

五 第二十六条 都道府県及び雇用促進事業団は、認定職業訓練について、次の援助を行なうよう努めなければならない。

一 職業訓練指導員を派遣すること。

二 教材その他認定職業訓練に必要な資料を提供すること。

三 認定職業訓練の計画及び運営に関する助言及び指導その他認定職業訓練に係る技術的な援助を行なうこと。

四 委託を受けて認定職業訓練の一部を行なうこと。

五 第二十七条 認定職業訓練を行なう事業主等は、その事業に支障のない範囲内で、認定職業訓練のための施設を他の事業主等の行なう職業訓練のための施設を他の事業主等に使用させ、又は委託を受けて他の事業主等に係る労働者に対して職業訓練を行なうよう努めるものとする。

き、都道府県労働基準局長の意見をきくものとする。

三 都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)が第十条の規定による労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行なわなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなかつたと認めるときは、当該認定を取り消すこととする。

四 第二十二条 公共職業訓練施設でないものは、その名称中に専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練校といふ文字を用いてはならない。

五 第二十三条 専修職業訓練校における養成訓練及び能力再開発訓練並びに身体障害者職業訓練校における法定職業訓練で、求職者に対して行なうものは、無料とするものとする。

六 国及び都道府県は、前項に規定する職業訓練を受ける求職者に対して、雇用対策法の規定に基づき、手当を支給することができる。

七 第二十四条 都道府県知事は、事業主、事業主の団体若しくはその連合団体若しくは第四章の規定により設立された職業訓練法人、職業訓練法人連合会若しくは職業訓練法人中央会又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の當利を目的としない法人で、職業訓練を行なう、若しくは行なおうとするもの(以下「事業主等」という。)の申請に基づき、当該事業主等の行なう職業訓練について、第十条の規定による労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

八 第二十五条 認定職業訓練を行なう事業主等は、定めたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行なわなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなかつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

九 第二十六条 都道府県及び雇用促進事業団は、認定職業訓練について、次の援助を行なうよう努めなければならない。

一 職業訓練指導員を派遣すること。

二 教材その他認定職業訓練に必要な資料を提供すること。

三 認定職業訓練の計画及び運営に関する助言及び指導その他認定職業訓練に係る技術的な援助を行なうこと。

四 委託を受けて認定職業訓練の一部を行なうこと。

五 第二十七条 認定職業訓練を行なう事業主等は、その事業に支障のない範囲内で、認定職業訓練のための施設を他の事業主等の行なう職業訓練のための施設を他の事業主等に使用させ、又は委託を受けて他の事業主等に係る労働者に対して職業訓練を行なうよう努めるものとする。

(職業訓練指導員免許)	
第二十九条 養成訓練及び能力再開発訓練における職業訓練指導員は、労働大臣の免許を受けた者でなければならない。	
2 前項の免許(以下「職業訓練指導員免許」といふ。)は、労働省令で定める職種ごとに行なう。	
3 職業訓練指導員免許は、申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する者に対しても、免許証を交付して行なう。	
一 指導員訓練のうち労働省令で定める訓練課程を修了した者	
二 第三十条第一項の職業訓練指導員試験に合格した者	
三 職業訓練指導員の業務に関する前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者	
4 前項第二号に掲げる者の範囲は、労働省令で定める。	
5 次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかるらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。	
一 禁治産者又は準禁治産者	
二 禁錮以上の刑に処せられた者	
三 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から一年を経過しない者	
(職業訓練指導員免許の取消し)	
第二十九条 労働大臣は、職業訓練指導員免許を受けた者が前条第五項第一号又は第二号に該当するに至つたときは、当該職業訓練指導員免許を取り消さなければならない。	
2 労働大臣は、職業訓練指導員免許を受けた者に職業訓練指導員としてふさわしくない非行があつたときは、当該職業訓練指導員免許を取り消すことができる。	
3 労働大臣は、前項の規定により職業訓練指導員免許を取り消そうとするときは、当該処分に係る者に対して、あらかじめ期日及び場所を指定して聽聞をしなければならない。聽聞に際し	

(職業訓練指導員試験)	
第三十条 職業訓練指導員試験は、労働大臣が行なう。	
2 前項の職業訓練指導員試験(以下「職業訓練指導員試験」という。)は、実技試験及び学科試験によつて行なう。	
3 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。	
一 第六十二条第一項の技能検定に合格した者	
二 労働省令で定める実務の経験を有する者	
三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有するると認められる者	
4 前項第三号に掲げる者の範囲は、労働省令で定める。	
5 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、一定の資格を有する者に対して、第二項の実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。	
6 第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができる。	

(職業訓練法人)	
第三十一条 認定職業訓練を行なう社団又は財団は、この法律の規定により職業訓練法人とすることができる。	
2 職業訓練法人は、社団であるものにあつては寄附行為で、財団であるものにあつては寄附行為で、次の事項を定めなければならない。	
一 目的	
二 名称	
三 認定職業訓練のための施設を設置する場合には、その位置及び名称	
四 主たる事務所の所在地	
五 社団である職業訓練法人にあつては、社員の資格に関する事項	
六 社団である職業訓練法人にあつては、会議に関する事項	
七 役員に関する事項	
八 会計に関する事項	
九 解散に関する事項	
十 定款又は寄附行為の変更に関する事項	
十一 公告の方法	
3 職業訓練法人の設立当時の役員は、定款又は寄附行為で定めなければならない。	

(人格等)	
第二十二条 職業訓練法人は、法人とする。	
2 職業訓練法人でないものは、その名称中に職業訓練法人という文字を用いてはならない。ただし、職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会並びに第四十四条第一項ただし書に規定する団体については、この限りでない。	
3 職業訓練法人の設立の認可の申請に關する事項	
4 この節に定めるもののほか、職業訓練法人の設立の認可の申請に關し必要な事項は、労働省令で定める。	
5 第三十三条 職業訓練法人は、認定職業訓練を行なうほか、次の業務の全部又は一部を行なうことができる。	
6 第三十六条 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつた場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。	
7 第三十七条 職業訓練法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。	
8 第三十八条 職業訓練法人は、成立の日から二週間以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	
9 第三十九条 職業訓練法人に監事を置いた場合には、監事は、職業訓練法人の理事又は職員を兼ねてはならない。	
10 第四十条 職業訓練法人は、次の理由によつて解散する。	
一 定款又は寄附行為で定めた解散理由の発生	
二 目的とする事業の成功的不能	
三 社団である職業訓練法人にあつては、総会の議決	

官 報 (号 外)		3 前項の実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）の基準その他技能検定の実施に関する必要な事項は、労働省令で定める。
4 第三十条第五項の規定は、技能検定試験について準用する。		（受検資格）
第六十二条 技能検定を受けることができる者は、次の者とする。		第六十三条 技能検定を受けた者は、労働省令で定める実務の経験を有するもの
一 法定職業訓練を修了した者で、労働省令で定めるもの		二 前号に掲げる者に準ずる者で、労働省令で定めるもの
3 労働大臣は、毎年、技能検定の実施計画を定め、これを関係者に周知させなければならぬ。		（技能検定の実施）
第六十四条 労働大臣は、技能検定試験の実施その他の技能検定に関する業務で、政令で定めるものを都道府県知事に行なわせるものとする。		2 労働大臣は、技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成並びに技能検定試験の実施に関する技術的指導その他技能検定試験に関する業務の一部を中央技能検定協会に行なわせることができる。
4 都道府県知事は、技能検定試験の実施その他の技能検定試験に関する業務の一部を都道府県技能検定協会に行なわせることができる。		5 労働大臣は、特に必要があると認めるときは、
第六十五条 技能検定に合格した者は、労働省令で定めるところにより、合格証書を交付する。		（合格証書）
第六十六条 技能検定に合格した者は、労働省令で定めるところにより、技能検定に合格した者には、労働省令で定めるところにより、合格証書を交付する。		（会員の資格）
第七十条 中央協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。		第七十一条 中央協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。
一 都道府県技能検定協会		一 都道府県技能検定協会
二 全国的な事業主の団体で、技能検定の推進のための活動を行なうもの		二 全国的な事業主の団体で、技能検定の推進のための活動を行なうもの
3 前二号に掲げるもののほか、定款で定めるもの		三 前二号に掲げるもののほか、定款で定めるもの
（加入）		（加入）
第六章 技能検定協会		第七十二条 中央技能検定協会（以下「中央協会」という。）は、法人とする。
（人格等）		2 中央協会でないものは、その名称中に中央技能検定協会といふ文字を用いてはならない。
第七十三条 中央技能検定協会は、すべて中央協会の会員となる。		（数）
第七十四条 都道府県技能検定協会は、すべて中央協会の会員となる。		（会員）
第七十五条 中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。		（会員の資格）
一 目的		第七十六条 中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。
二 名称		一 目的
三 主たる事務所の所在地		二 名称
四 会員の資格に関する事項		三 主たる事務所の所在地
五 会議に関する事項		四 会員の資格に関する事項
六 役員に関する事項		五 会議に関する事項
七 会計に関する事項		六 役員に関する事項
八 会費に関する事項		七 会計に関する事項
九 事業年度		八 会費に関する事項
十 解散に関する事項		九 事業年度
十一 定款の変更に関する事項		十 解散に関する事項
十二 公告の方法		十一 定款の変更に関する事項
（会費）		十二 公告の方法
第七十五条 中央協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。		2 定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
（発起人）		（役員）
第七十六条 中央協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。		第七十七条 中央協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。
第七十七条 中央協会を設立するには、五以上の都道府県技能検定協会が発起人となることを要す。		2 中央協会に、役員として、前項の理事及び監

うほか、次の業務を行なうものとする。

一 技能検定に関する広報を行なうこと。

二 前号に掲げるもののほか、技能検定に関し必要な業務を行なうこと。

(会員の資格)

第九十条 都道府県協会の会員の資格を有するものは、認定職業訓練を行なう事業主等その他定款で定めるものとする。

(発起人)

第九十一条 都道府県協会を設立するには、その会員にならうとする五以上のものが発起人となることを要する。

(役員)

第九十二条 都道府県協会に、役員として、会長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2 都道府県協会に、役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。

官 報 号 (外)

(都道府県等の援助)

第九十三条 都道府県及び雇用促進事業団は、公共職業訓練施設その他の適当な施設を都道府県協会に使用させる等の便益を提供するよう努めなければならない。(準用)

第九十四条 第三十四条の規定は都道府県協会の登記について、第八十五条の規定は都道府県協会の役員等の秘密保持義務について、第三十七条、第四十八条、第五十条、第五十三条第二項

から第四項まで及び第六項、第五十四条から第

五十六条まで、第七十二条、第七十四条、第七

十五条、第七十七条並びに第八十二条から第八

十三条まで並びに民法第四十四条、第五十条、第

五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び

第六十四条から第六十六条までの規定は都道府

県協会の設立、管理及び運営について、第七十

八条から第八十条まで並びに同法第七十条、第

七十三条、第七十五条、第七十六条、第七七八

条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く)及び第八十三条並びに非訟事件

手続法第三十五条第二項(解散に係る部分を除く)、第三十六条、第三十七条ノ一、第一百三十

一条、第一百三十七条並びに第一百三十八条の規定は

都道府県協会の解散及び清算について準用す

る。この場合において、第七十四条、第七十五

条第二項、第七十七条第二項、第七十八条第一

項、第七十九条、第八十条第一項、第八十一

条、第八十二条第一項並びに第八十三条中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第八

十条第三項中「國」とあるのは「都道府県」と、

民法第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事

ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と、

同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業

訓練法(昭和四十四年法律第 号)第九十

四条ニ於テ準用スル同法第七十九条」と、同法

第八十三条中「主務官厅」とあるのは「都道府

県知事」と、非訟事件手続法第八十五条ノ二

十五第一項及び第三項中「官厅」とあるのは「都

道府県知事」と読み替えるものとする。

第七章 職業訓練審議会

(中央職業訓練審議会)

第九十五条 労働省に、中央職業訓練審議会を置く。

2 中央職業訓練審議会は、労働大臣の諮問に応じて、職業訓練基本計画その他職業訓練及び技能検定に関する重要な事項を調査審議し、並びにこれらに關し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

3 中央職業訓練審議会は、委員二十人以内をもつて組織する。

4 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

5 委員のうち、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、それぞれ同数とする。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行なうものとする。

8 中央職業訓練審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

9 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。

10 特別委員は、議決に加わることができない。

11 委員及び特別委員は、非常勤とする。

12 中央職業訓練審議会に、職業訓練及び技能検定に関する専門的な事項を調査させるため、部会を開くことができる。

(労働省令への委任)

第九十六条 前条に定めるものほか、中央職業訓練審議会に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(都道府県職業訓練審議会)

第九十七条 都道府県に、都道府県職業訓練審議会を置く。

2 都道府県職業訓練審議会は、都道府県知事の諮問に応じて、都道府県職業訓練計画その他職業訓練及び技能検定に関する重要な事項を調査審議し、並びにこれらに關し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

3 都道府県職業訓練審議会に關し必要な事項は、条例で定める。

4 第八章 雜則

(労働大臣の助言等)

第九十八条 労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとときは、都道府県

に対して、公共職業訓練施設の設置及び運営、事業主等の行なう職業訓練に關する援助その他職業訓練に關する事項について助言及び勧告を

することができる。

2 労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、雇用促進事業團に

対して、公共職業訓練施設の運営その他職業訓練に関する事項について、報告を求め、及び必要な命令をすることができる。

(職業訓練施設の経費の負担)

第九十九条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が設置する専修職業訓練校及び身体障害者職業訓練校に要する経費の一部を負担する。

(手数料)

第一百条 職業訓練指導員免許を受けようとする者は、職業訓練指導員試験を受けようとする者は又は第二十八条第三項の免許証若しくは第六十二条第一項の技能検定を受けようとする者は又は第二十八条第三項の免許証書の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(権限の委任)

第一百一条 第六十四条第二項に定めるもののはか、この法律に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行なわせることができる。

(報告)

第一百二条 労働大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要な限度において、認定職業訓練を実施する事業主等に対し

て、その行なう認定職業訓練に関する事項について報告を求めることができる。

第九章 則則

第一百三条 第八十五条(第九十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百四条 第八十二条第一項(第九十四条において準用する場合を含む。)の規定により報告を命ぜられて、報告をせじ。)の規定により報告を命ぜられて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は三万円以下の罰金に処する。

第一百五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかつたとき。

第一百六条 又は第九十四条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかつたとき。

第一百六十六条 又は第九十四条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

第一百六十七条 又は第六十一条において準用する民法第七十九条第二項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

第一百六十八条 又は第九十四条において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

第一百六十九条 又は第八十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

二 第七十二条第一項の規定又は第九十四条において準用する第四十八条の規定に違反したとき。

三 第八十三条第一項(第九十四条において準用する場合を含む。)の認可を受けないで財産を

処分したとき。

四 第八十二条(第九十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第八十三条第一号(第九十四条において準用する場合を含む。)の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

六 第八十六条又は第九十四条において準用する第三十四条第一項の規定に違反したとき。

七 第八十六条又は第九十四条において準用する第五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する書類を備えて置かないとき。

八 第八十六条又は第九十四条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかつたとき。

九 第八十六条又は第九十四条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十 第八十六条又は第九十四条において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

十一 第八十三条第一項(第九十四条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十二 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第二項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十三 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十四 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十五 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十六 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十七 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十八 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十九 第五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する書類を備えて置かないとき。

二十 第五十九条の規定に違反したとき。

二十一 第五十九条の規定に違反したとき。

田以下の過料に処する。

一 第三十三条又は第四十六条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

二 第三十四条第一項(第六十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

三 第四十二条第一項(第六十一条において準用する場合を含む。)又は第四十二条第三項の規定に違反したとき。

四 第四十三条第一項(第六十一条において準用する場合を含む。)又は第四十三条第二項の規定に違反したとき。

五 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第六十七条第二項又は第八十二条第二項の規定による都道府県知事若しくは労働大臣又は裁判所の検査を妨げたとき。

六 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第六十七条第二項又は第八十二条第二項の規定による都道府県知事若しくは労働大臣又は裁判所の検査を妨げたとき。

七 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

九 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十一 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十二 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十三 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十四 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十五 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十六 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十七 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十八 第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十九 第五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する書類を備えて置かないとき。

二十 第五十九条の規定に違反したとき。

二十一 第五十九条の規定に違反したとき。

は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたときは、

第百八条 第二十二条、第三十二条第二項、第四十四条第二項、第六十六条第二項、第六十七条第二項又は第八十七条第二項の規定に違反したもの（法人その他の団体であるときは、その代表者は、五千円以下の過料に処する。）

附 則
(施行期日)

第一条 この法律（以下「新法」という。）は、昭和四十四年十月一日から施行する。ただし、第六章の規定、第一百三条から第一百六条までの規定及び第一百八条の規定（第六十七条第二項及び第八十七条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第八条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（法律の廃止）

第一条 職業訓練法（昭和三十三年法律第一百三十号）は、廃止する。

（技能照査に関する経過措置）

第三条 新法第十二条第一項の規定は、昭和四十五年四月一日以後に高等訓練課程の養成訓練を修了する者について適用する。

（公共職業訓練施設に関する経過措置）

第四条 附則第二条の規定による廃止前の職業訓

練法（以下「旧法」という。）第五条から第八条までの規定による一般職業訓練所、総合職業訓

練所、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓

練所は、それぞれ新法第十五条から第十八条まで

の規定による専修職業訓練校、高等職業訓練

校、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓

練校となるものとする。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第十六条第一項各号に掲げる業務のほか、当分の間、新法第十五条第一項第一号に掲げる業務を行なうことができる。

（新法の施行の際現になされている旧法第八条第二項の規定による委託とみなす）

第三条 新法の施行の際現になされている旧法第八条第二項の規定は、新法第十八条第二項の規定による委託は、新法第八十七条第二項の規定による委託とみなす。

（認定職業訓練に関する経過措置）

第五条 新法の施行の際現になされている旧法第十二条第一項若しくは第十六条

（職業訓練指導員免許に関する経過措置）

第六条 旧法第二十二条第一項の免許を受けた者は、新法第二十四条第一項の認定とみなす。

（職業訓練指導員免許に関する経過措置）

第七条 新法の施行の際現になされている旧法第十二条第一項若しくは第十六条

（職業訓練指導員免許に関する経過措置）

第八条 旧法第二十二条第一項の免許を受けた者は、新法第二十八条第一項の免許を受けた者とみなす。

（技能検定に関する経過措置）

第九条 旧法第三十条又は第三十二条の規定によ

る中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓

練審議会は、それぞれ新法第九十五条又は第九十七

条の規定による中央職業訓練審議会又は都道府

県職業訓練審議会となるものとする。

（労働基準法の一部改正）

第十一条 労働基準法の一部を次のように改正す

る。

第十七条 第二十五条第一項の技能検定（前項の規

定に基づく技能検定を含む。）に合格した者は、

新法第六十二条第一項の技能検定に合格した者とみなす。

（職業安定法の一部改正）

第十八条 第二十九条の三第二項第六号中「昭

和三十三年法律第一百三十三号」第十五条第一項

又は第十六条第一項を「昭和三十二年法律第百三十三号」第十五条第一項又は第十六条第一項を「昭

和三十二年法律第一百三十四号」第二十四条第一項

に改める。

（職業訓練の行なう職業訓練）

第十九条 第二十九条の三第二項第六号中「公共職業訓

練を行なう施設」を「公共職業訓練施設」に改め

る。

（第二十六条第一項第二号を次のように改め

る。）

二 公共職業訓練施設の行なう職業訓練

第二十六条第一項第三号中「公共職業訓練

以外の訓練」を「訓練（前号に掲げるものを除

く。）に改める。

（失業保険法の一部改正）

第十二条 失業保険法（昭和二十一年法律第百四

十六号）の一部を次のように改正する。

（第十六条第三項第三号中「昭和三十三年法律

第百三十三号) 第二条第三項の「公共職業訓練」を「(昭和四十四年法律第 号) 第十四条の「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第九号を次のように改める。

九 専修職業訓練校及び身体障害者職業訓練校に要する経費

(労働省設置法の一部改正)

第十四条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十四号を次のように改める。

四十四 職業訓練法(昭和四十四年法律第 号)に基づいて、職業訓練基本計画及び職業訓練に関する基準を定めること。

第四条第四十五号中「市町村等」を「都道府県又は市町村」に改め、同条中第四十九号を第五十号とし、第四十八号を第四十九号とし、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 職業訓練法に基づいて、職業訓練法人中央会及び中央技能検定協会に対し、認可その他監督を行なうこと。

第十条の二第一号中「職業訓練計画」を「職業訓練基本計画」に改め、同条第一号中「公共職業訓練及び事業内職業訓練」を「公共職業訓練施設、事業主その他のものの行なう職業訓練」

に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職業訓練法人中央会及び中央技能検定協会の監督に關すること。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十五条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号中「公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改めること。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「並びに学校法人」を「学校法人」に改め、「貿易研修センター」の下に「職業訓練法人、職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会並びに中央技能検定協会及び都道府県技能検定協会」を加える。

第七十三条の四第一項第三号中「(昭和三十三年法律第百三十三号) 第二条第二項に規定する職業訓練を行なうことを目的とするもの」を

「(昭和四十四年法律第 号) 第二十四条の二第一号中「職業訓練計画」を「職業訓練基本計画」に改め、同条第一号中「公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改めること。

(最低賃金法の一部改正)

第十九条 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七条)の一部を次のように改めること。

第八条第三号を次のように改める。

三 職業訓練法(昭和四十四年法律第 号)第二十四条第一項の認定を受けて行なわれる養成訓練を受ける者

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

第二十条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の一部を次のように

十九条に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

(土地収用法の一部改正)

第十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改めること。

第三条第二十三号中「(昭和三十三年法律第百三十三号)による一般職業訓練所、総合職業訓練所、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練所」を「(昭和四十四年法律第二百三十三号)による一般職業訓練所、総合職業訓練所」に改めること。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十八条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改めること。

第三条第一項第一号トを次のように改めること。

ト 職業訓練法(昭和四十四年法律第二百三十五条)第十五条又は第十九条の規定により設置される専修職業訓練校、高等職業訓練校及び身体障害者職業訓練校の施設

(最低賃金法の一部改正)

第十九条 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七条)の一部を次のように改めること。

第二十一条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改めること。

第十条の二第三項及び第十八条第一項第一号中「公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改めること。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第二十二条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)第一項第一号中「一般職業訓練所」を「専修職業訓練校」に、「(昭和三十三年法律第百三号)第二十四条第一項」を「(昭和四十四年法律第二百三十九号)第二十四条第一項」に改めること。

第十三条第二項及び第十四条第三号中「公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改めること。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第二十二条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改めること。

第十九条第一項第一号中「総合職業訓練所」を「高等職業訓練校」に、「事業内職業訓練」を「事業主その他のものの行なう職業訓練」に改め、同項第三号中「公共職業訓練」を「公共職業訓

昭和四十四年七月四日 参議院会議録第三十一号 日本放送協会昭和四十一年度財産目録、貸借对照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

二昭和四十一年度貸借対照表

貸借対照表

昭和四十二年三月三十一日現在

(科 目)

(金)

(類)

(資産の部)

資産

合計

流動資産

資産

合計

現金預金

現金

合計

受信料未収金

受信料未収金

合計

未収信料欠損引当金

未収信料欠損引当金

合計

委託修理業務用物品

委託修理業務用物品

合計

貯蔵品

貯蔵品

合計

前払費用

前払費用

合計

固定資産

固定資産

合計

建物

建物

合計

構築物

構築物

合計

機械

機械

合計

器具什器

器具什器

合計

土建設備

土建設備

合計

固定資産合計

合計

減債用放資

合計

繰延勘定

前払費用

放送債券発行差金

繰延勘定合計

資産合計

（負債の部）

短期借入金

合計

流動負債

合計

未払金

合計

受信料前受金

合計

その他の流動負債

合計

流動負債合計

合計

固定負債

合計

放送債券

合計

長期借入金

合計

退職手当引当金

合計

固定負債合計

合計

負債合計

合計

（資本の部）

合計

積立金

合計

当期資産充当金

合計

当期剩余金

合計

負債資本合計

合計

三五、九〇、九〇
一一〇、九三〇、一一〇
一五〇、五六〇、〇〇
九六、四四、三八、七二
三五、九一、三六九
三一、一八、九一、三六九
一〇、九〇、九〇
二、三九、九一、三九
一、三九、九一、三九
一、七九、三五九、七〇八
六四、一一、九〇、三六八
九、四四、三八、一、七二
八四一七、八四〇、〇〇〇

昭和四十四年七月四日 参議院会議録第三十一号 質問主意書及び答弁書

内藤督二郎君	萩原幽香子君
阿部 憲一君	市川 房枝君
中尾 辰義君	内田 善利君
田村 賢作君	瓜生 清君
沢田 実君	
中沢 伊登子君	
伊藤 五郎君	
田代 富士男君	
向井 長年君	
小平 芳平君	
木内 四郎君	
山本敬三郎君	
渡辺 太郎君	
矢野 登君	
長屋 茂君	
中山 太郎君	
中村喜四郎君	
八田 一朗君	
黒木 利克君	
岡本 義彦君	
土屋 榎君	
吉江 勝保君	
大竹平八郎君	
柴田 栄君	
藤田 正明君	
大谷 賀雄君	
前田佳都男君	
鍋島 直紹君	
新谷寅三郎君	
石原幹市郎君	
上原 正吉君	
堀木 亨弘君	
沢田 渉君	
玉置 一精君	
鈴木 猛夫君	
久次米健太郎君	
中津井 省吾君	
内田 芳郎君	
和田 鶴一君	

國務大臣	加藤シヅエ君
厚生大臣	斎藤 昇君
郵政大臣	河本 敏夫君
労働大臣	原 健三郎君
建設大臣	坪川 信三君
國務大臣	床次 德二君
参議院議長	重宗 雄三殿
	田中
東京海上ビルの建築に関する質問主意書	去る昭和四十一年十月、東京海上火災保険会社が、東京都へ建築確認申請した東京海上ビル（建設地・千代田区丸の内一の六の一、地下五階・地上三十二階建て、延べ面積七一、二九〇平方メートル）については、昭和四十二年四月十五日、東京都は「建築基準法に適合していない」として確認を却下し、これに対し、同年九月二十六日、東京都建築審査会は「都はこの処分を取り消すこと」との裁決を下した。
従つて、東京都は、同年十月、同ビルの建築確認をすべく、建築基準法第三十八条の規定により、構造方法についての建設大臣の認定を建設省の認証申請を却下し、これに対し、同年九月二十六日に進達したが、その後一年八ヶ月を経るにもかかわらず、未だに建設大臣の認定がなされていない。	このことは、一般的にみても、合法的な行為に對して権力をもつて対抗するといふ極めて不当な構造上問題がないとの結論を得ていてもしかるべきではない。
よつて、次の諸点につき、政府の明確な見解を	一、建築基準法第三十八条の規定による建設大臣の認定については、住宅局建築指導課長の通達により、あらかじめ、財團法人日本建築センターの技術的審査を受けることとされている。ただるものである。
二、東京海上ビルについては、前号の審査を受け、構造上問題がないとの結論を得ていてもしかるべきではない、建設大臣が認定しない理由如何。	

三、佐藤總理大臣は、本年四月十七日の参議院建設委員会において、この問題について、「そろそろ結論を出すべき時期だ。」と言明しているが、結論を出すのはいつか。

四、建築物の高さについては、一部の住居地域を除いて、絶対高の制限が撤廃される方向にあるが、あって地域を限つて建築物の高さを制限しようとする場合、地域の定め方等、その具体的な方針を示せ。

昭和四十四年六月二十七日

参議院議員田中一君提出東京海上ビルの建築に関する質問に対する答弁書

参議院議員田中一君提出東京海上ビルの建築に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田中一君提出東京海上ビルの建築に関する質問に対する答弁書

内閣總理大臣 佐藤 榮作

参議院議員重宗 雄三殿

一 財団法人日本建築センターによる審査は、建築基準法第三十八条による建設大臣の認定に當り、技術審査に慎重を期すため、できるだけ、事前にこれを受けるよう指導しているものであつて、事前に法律的根拠はない。

二 東京海上ビルについての建築基準法第三十八条の規定による申請は、前記日本建築センターの審査を経て東京都から建設大臣宛提出されているが、現在、慎重に審査中である。

三 本問題の処理についてはできるだけ早く結論を出したいたと考へているが、この地区的重要性に鑑み、諸般の状況も考慮して、なお慎重に検討したい。

四 現在提案中の建築基準法の一部を改正する法律案においては、容積制限を一般化するとともに、一部の地域を除いて、絶対高さの制限を廃止することとしている。ただし、市街地の環境を維持するため、建築物の高さを制限する必要がある場合には、地域を限つて高さの制限を行なうみちも開かれている。この場合地域の定め方としては、通常、高度地区として都市計画により定める。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可